

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第3章 種苗法

タイ国植物新品種保護法は、生物多様性条約への加盟に向けて 2000 年に施行された。

3-1. 保護対象となる「植物品種」の要件 (第 13 条)

- ① その植物品種に特有の遺伝が現れるために、種に、形状学上・生理学上において均一な特徴、あるいはその他の特徴が存在すること (均一性)
- ② その品種にとって一般的な方法で繁殖種を生産したときに、その種が、毎回定期的な特徴を現すことの出来る安定性を持っていること (安定性)
- ③ 他の品種と異なる遺伝が現れるために、種に、他の品種と明白に区別される特徴が形状学上・生理学上で存在すること、あるいは形状学上・生理学上のいずれか一つに存在すること (他の植物品種との区別性)

保護対象となる植物品種は以下の通りである。：(第 12 条)

- ① 出願日から 1 年以上前に、国内外において、販売様式に関わらず品種改良者あるいは品種改良者の許可による繁殖種の利用がなかった植物品種。
- ② 出願日に明らかになったその他の植物品種と区別性があり、その区別性は、栽培、調剤法、生産あるいは加工に役立つ特徴と関連があること。さらに、以下の植物品種との区別性があることをも含むものとする。
 - a. 出願日より前に、国内外において、すでに保護登録を受けている植物品種
 - b. 国内ですでに出願された植物品種で、その後登録された植物品種

また、植物新品種の他に、以下の植物品種も定義されている。

「地域固有植物品種」(第 3 条)

タイ国の特定の地域だけに生息し、かつ植物新品種として登録されたことのない植物品種のことで、本法に基づいて「地域固有植物品種」として登録されたものをいう。

「野生植物品種」(第 3 条)

自然状態にしたがってタイ国内に生息あるいは生息していたことのある植物品種のことであり、かつまた広範囲に栽培されたことのないものをいう。

「地域一般植物品種」(第 3 条)

タイ国内で発生した、あるいはタイ国内に生息している植物品種で、広範囲に利用されており、かつ植物新品種、地域固有植物品種、野生植物品種ではない植物品種の意味までも含む。

植物新品種の出願人の要件は以下の通りである。(第 15 条)

- ① タイ国籍者、もしくはタイ人に対して植物品種の保護を認めている国の者
- ② タイに本社のある法人、もしくはタイ人に対して植物品種の保護を認めている国の法人
- ③ 雇用契約もしくはそれ以外の契約に基づく従業員もしくは雇用者
- ④ 共同育成者

育成者権の保護申請先：

タイ農業共同組合省の農業部、種苗保護局 (Division of Plant Varieties Protection, Department of Agriculture, Ministry of Agriculture and Cooperatives) 宛に申請する。

3-2. 育成者権とは (第 34 条)

植物新品種の権利者は、植物新品種の繁殖種の生産、販売、輸入、輸出、あるいは前述の行為のいずれかの行為のための所有についての排他的な権利を有する。

3-3. 育成者権の例外 (第 34 条)

- ① 繁殖種として使用する目的のない、保護を受けている植物新品種に関する行為
- ② 植物品種の改良あるいは開発のために保護を受けている植物新品種に関する研究、実験あるいは分析
- ③ 保護を受けている植物新品種に関する正当な行為
- ④ 農業従事者が生産者として繁殖種を使用することによって、保護を受けている植物新品種に関する品種を栽培あるいは繁殖させること。しかし、大臣が、委員会の同意を得て、その植物新品種の品種改良を促進すべきであると公示した場合、農業従事者は、今までの生産量の 3 倍を超えない量において、その品種の栽培あるいは繁殖をすることが出来る。
- ⑤ 保護を受けている植物新品種に関する商業目的でない行為
- ⑥ 権利者あるいは権利者の許可を得て市場に出された、保護を受けている植物新品種の繁殖種の販売、輸入、輸出、あるいは前述のいずれかの行為のための所有。

3-4. 法的保護について

民事的救済措置：(第 61-62 条)

育成者は育成権の侵害に対する損害を裁判所に訴えることができる。すなわち、植物品種の権利者あるいは地域一般植物品種の権利者の権利侵害がある場合、裁判所は、権利者に対する損害額を、権利者の権利に基づく利益損失及び不可欠な支出をも含んだ損害の大きさを考慮することにより、裁判所が適当と判断した額に基づいて、違反者に弁償させるよう命じる権限を有する。そして、裁判所は、正規権者の権利侵害となっているすべての植物品種あるいは行為者の管理下にあるものについてを押収するよう命令を出すことができる。

裁判所が押収したものは、国の所有物とされる。

刑事的救済措置：(第 63-69 条)

植物品種権者からの許可を得ずに、植物新品種の繁殖種の生産、販売、輸入、輸出、あるいは前述の行為のいずれかの行為のための所有を行った者、もしくは

地域固有植物品種権者からの許可を得ずに、登録済みのその地域固有植物品種の繁殖種の改良、地域固有植物品種の研究、実験、調査、生産、販売、輸出、あるいはあらゆる様式の販売を行なった者は、

→2 年を超えない禁錮刑あるいは 40 万タイバーツを超えない罰金、あるいはその両方を科せられる。

植物品種が、本法に基づいて保護を受けた植物品種であると他人に誤解させる目的で、偽造あるいは模倣した標章を使用、あるいはその他の行為を行なった者は、

→6 ヶ月以上 5 年以下の禁錮刑及び 2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツ以下の罰金を科せられる。